

未来をひらく子ども読書

～井手町 子どもの読書活動推進計画（第3次）～



令和4年3月

井手町教育委員会

目次

I	はじめに	1
II	第2次計画の成果と課題	2
1	家庭・地域における読書活動の推進	2
2	保育園での読書活動の推進	3
3	学校での読書活動の推進	5
4	町図書館での読書活動の推進	8
III	子どもの読書活動のための基本的な方針	10
IV	計画の対象	10
V	計画の期間	10
VI	子どもの読書活動の推進に向けたこれからの5年間	11
1	家庭における読書活動の推進	11
2	地域における読書活動の推進	12
3	保育園における読書活動の推進	13
4	学校における読書活動の推進	15
5	町図書館における読書活動の推進	17
VII	計画の実施体制	19

I はじめに

子どもは成長の過程で、親と向き合い、世界と向き合い、自分と向き合います。そうした成長過程で様々な発見をし、経験を自分のものとするとき、読書は大きな役割を果たします。

また、読書は情報化社会において必要とされる論理的・客観的思考を養う格好の場であり、社会全体でその環境整備に努めることは極めて重要です。

本町では「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）第9条に基づき、国及び京都府において策定された施策を踏まえ、平成22年に「井手町子どもの読書活動推進計画」（第1次計画）を、平成27年には第2次計画を策定しました。

第2次計画においては、以前より取り組まれていた「町図書館からの学校司書派遣」「学校図書館図書標準の100%達成」「学校図書館ネットワークの構築」「町内各施設への読書文庫の整備」などの読書環境整備を引き続き充実させるとともに、「絵本の贈呈」や「井手町調べる学習コンクール」などの取り組みがさらに効果的なものとなるよう、努めてきました。

これら第2次計画の成果と課題を明らかにし、次の5年間を通じて本町の子どもたちの読書活動をより有効で持続的なものとするよう、ここに第3次計画を策定します。

Ⅱ 第2次計画の成果と課題

1 家庭・地域における読書活動の推進

(1)「絵本の贈呈」

※「絵本の贈呈」とは

1～3歳の子どもを対象とし、絵本を贈呈する事業です。保護者と一緒に参加してもらい、読み聞かせを聞いてもらった後に絵本を手渡します。

子どもに読み聞かせの楽しさを味わわせ、保護者には読み聞かせの方法や子どもが絵本に示す反応などを知ってもらうことで、家庭での読書活動を促進しようという狙いを持っています。会場は山吹ふれあいセンター以外にも保育園や人権交流センター、保健センター、賀泉苑などで実施しています。

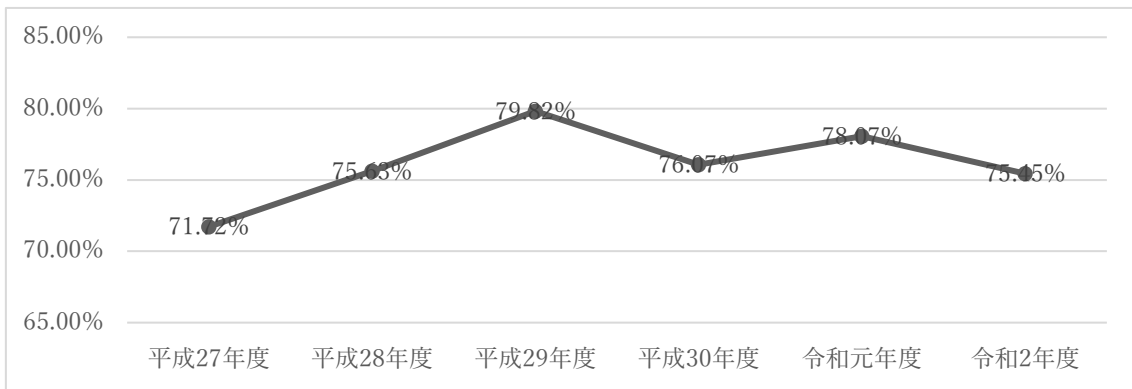
成果 「絵本の贈呈」は平成15年度から毎年取組を続け、現在は対象者全体の7割以上の参加を見込めるようになりました。この事業をきっかけに保護者も図書館を利用するようになるなど、家庭での読書活動啓発に繋がりました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面での読み聞かせは行わず、絵本の読み方、選び方などを解説した動画をオンラインで配信し、絵本の贈呈は郵送または保育園での受け取りに変更しました。

◆「絵本の贈呈」参加率の推移

※1～3歳合計

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
71.72%	75.63%	79.82%	76.07%	78.07%	75.45%



課題 参加率を更に向上させるため、保護者への啓発や会場の選定などを工夫するとともに、贈呈をきっかけとして家庭での読書活動が充実するよう、啓発に努める必要があります。

(2) 町内各施設への読書文庫整備

成果 地域での読書機会を増やすため、いづみ児童館・各保育園・放課後児童クラブ等に読書文庫を整備し、読み聞かせや貸出などに活用されました。

◆町内各施設への読書文庫整備状況			
いづみ児童館	各保育園	放課後児童クラブ（2校）	子育て支援センター
52冊（H30）	240冊（H28-29）	92冊（R2）	49冊（H26）

課題 整備した図書を用いた取組を企画するなど、有効活用を図るとともに、経年劣化や子どもたちの読書意欲に対応して、引き続き図書の整備に努める必要があります。

2 保育園での読書活動の推進

(1) 家庭との連携

成果 保護者会、クラス懇談会や参観日、毎日のお迎えなどの機会を捉え、読み聞かせ・読書の楽しさや重要性を保護者へ伝える取組が行われています。

また、1週間ごとに園の絵本が家庭に貸し出されているほか、「はげみ表¹」に設けられた読み聞かせの実施割合は高い水準を維持しています。

◆保育園（町内3園）の調査による家庭での読み聞かせ実施率 ※令和2年度9月・1月「はげみ表」の調査による			
		9月	1月
【多賀保育園】	3歳児	95%	81%
	4歳児	98%	98%
	5歳児	93%	77%
【玉川保育園】	0歳児	83%	84%
	1歳児	100%	96%
	2歳児	64%	64%
	3歳児	94%	84%
	4歳児	75%	77%
	5歳児	65%	70%
【いづみ保育園】	1歳児	73%	76%
	2歳児	73%	85%
	3歳児	77%	77%

¹ 家庭での生活習慣（早寝・早起き・朝ごはんなど）のチェック表で、1週間各項目についてどれだけできたかを記録し、保育園に提出するもの

課題 調査結果は概ね高い水準となっていますが、一方でゲームやインターネット動画などの影響を指摘する現場の声もあります。読書活動の重要性について保護者の意識が向上するよう、様々な手段での啓発に努める必要があります。

(2) 保育園の読書環境整備

成果 園の各所に書架が設置され、子どもたちが自由に絵本に触れることができるようになっています。また、園の図書に加えて町図書館の団体貸出²が利用され、多くの絵本が揃ったことで、子どもたちの自発的な読書を促す環境が整えられました。

課題 園の図書について、引き続き整備を進めるとともに、町図書館の団体貸出などを利用してより充実した読書環境を整備することが望まれます。

(3) 保育の中での読み聞かせ

成果 1日の保育の中で昼食後などに必ず読み聞かせが行われていることで、園での生活の中に絵本が定着しています。

また園の行事に読み聞かせが取り入れられ、人権・平和や季節の絵本を用いた取組が行われたことで、読書への興味・関心が高まっています。

課題 これまでの取組によって形成された読書習慣を途切れさせることなく、子どもの読書に対する意欲や関心を更に高めていくことが重要です。

(4) 関係機関やボランティアなどとの連携

成果 ボランティア団体の協力のもと、読み聞かせや手作り絵本教室などが3園で実施されました。また、地域の老人クラブや中学校、町図書館などと行事や体験学習などを通じて連携し、子どもの読書活動が多彩なものとなりました。

平成31年度から京都ノートルダム女子大学、同志社女子大学の調査研究「絵本プログラム」に参加することにより、親子の関りや子どもの絵本への好奇心が深まる様子がうかがえました。

課題 地域全体で子どもの読書活動の充実に取り組むという観点から、引き続き様々な団体・組織と連携していく必要があります。

² 図書館が、登録団体に対し、冊数上限200冊・貸出期間1年間で貸し出しを行うサービス

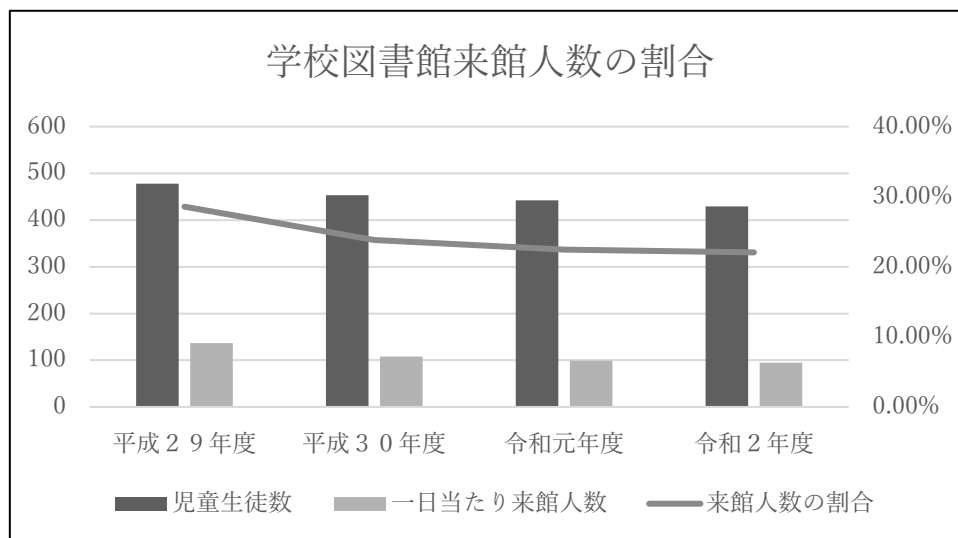
3 学校での読書活動の推進

(1) 学校図書館の計画的活用

成果 学校図書館を利用した教育活動を計画的に行うため、年間計画が作成され、授業などでの学校図書館利用が促進されました。特に「井手町調べる学習コンクール」に3校を挙げて取り組み、児童・生徒の学びがより深いものとなるよう「調べ方ガイド」が作成されるなど、学校図書館を利用した学習機会が増加しています。

また、年度初めに学校司書によるオリエンテーションを実施し、図書館の使い方や図書の配置などへの理解が進みました。

◆学校図書館の利用状況				
※授業・休み時間含む ※3校合計 ※（ ）内は児童生徒数に対する割合				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童生徒数	478人	453人	442人	429人
一日当たり 来館人数	136.6人 (28.6%)	107.8人 (23.8%)	99.2人 (22.4%)	94.6人 (22.1%)
一日当たり 貸出人数	86.2人 (18.0%)	77.7人 (17.2%)	68.1人 (15.4%)	74.7人 (17.4%)
一人当たり 年間貸出冊数	45.4冊	45.6冊	37.8冊	42.6冊



課題 来館率が年々低下しており、学校図書館離れを食い止めなければなりません。

そのために、学校図書館が教育活動の様々な場面で活用されるように、活用の方法や具体例などを教職員が共有し、年間計画の中での位置づけが明確になるよう努めます。

また、児童・生徒が自ら学校図書館を活用できるようにオリエンテーションを計画的に実施したり、来館したくなるような啓発活動を企画したりすることが必要です。

(2) 学校図書館の充実

成果 本町は学校図書館の整備を従前から進めており、文部科学省の定める学校図書館図書標準³を平成19年度に達成しています。

現在は量的充実と並行して質のさらなる向上に取り組み、内容の古くなった資料の買い替えや授業・学習活動を考慮した資料の収集、児童・生徒による選書を行うなど、量と質の両面で充実が図られています。

◆学校図書館蔵書冊数			
	令和2年度	標準達成率	学校図書館図書標準
井手小	10,709冊	134.5%	7,960冊
多賀小	6,653冊	102.0%	6,520冊
泉ヶ丘中	10,176冊	120.0%	8,480冊

※京都府内の学校図書館図書標準達成校の割合(令和2年度文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」より):小学校 70.4% 中学校 41.0%

課題 充実した蔵書冊数を維持しつつ、資料の新陳代謝を図り、より利用される蔵書内容を目指す必要があります。そのためには児童・生徒・教職員のニーズを明らかにし、それに対応できる資料を収集することが重要です。

(3) 学校図書館ネットワークの利用促進

成果 各学校図書館に専用の端末が設置され、他の学校図書館や町図書館の蔵書を検索できるようになっています。児童・生徒の読書意欲や授業でのニーズに応じて相互に資料のやり取りを行い、ネットワークで結ばれた3校1館のすべての蔵書が有機的に活用されています。

◆学校図書館ネットワークによる貸出の推移			
※3校及び図書館の間で貸借された資料の冊数			
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
239冊	146冊	236冊	317冊

課題 学校図書館の資料的充実とともに、ネットワーク内での貸出も増加傾向にあります。3校1館の資料をまとめて活用できることを学校教職員へさらに広めることで、授業での活用など、多くの資料が必要となる場面などへの支援をさらに充実させていくことが必要です。

³ 「学校図書館図書標準」とは平成5年に当時の文部省によって定められた「学校図書館に整備すべき蔵書の標準」冊数であり、学校の種類と学級数によって算定される。

(4) 学校図書館の活性化と利用促進

成果 授業などの時間を活用し、図書館の利用法や図書の並びの意味などの指導が行われました。また、学校司書が中心となり、図書室の掲示物作成や、児童・生徒が読書に興味を抱くような取組を工夫し、実施しました。

課題 児童・生徒が更に意欲的に学校図書館を利用できるように、図書委員会を中心に参加型の図書館運営を企画する必要があります。

(5) 読書指導の充実

成果 教職員による読み聞かせや推薦図書の紹介が実施された他、朝読書などの一斉読書が行われ、学校生活の中に広く読書活動が取り入れられました。

課題 学校での読書機会をより豊かなものとするために、教職員も含めて学校全体が読書に親しむような活動が望まれます。

(6) 保護者への啓発

成果 図書室だよりの発行によって、家庭へ向けて学校図書館の活動や推薦図書・新規購入図書などの情報が発信されました。

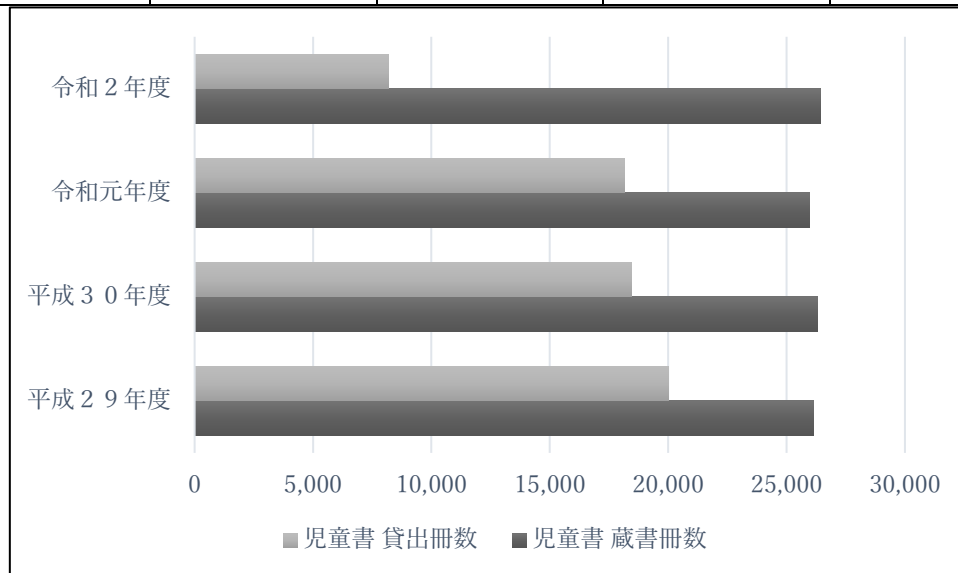
課題 家庭への働きかけを通じて、幼児期に確立された読書習慣を持続させるよう努める必要があります。また、読書を介した親と子のコミュニケーションを促すことも重要です。

4 町図書館での読書活動の推進

(1) 町図書館資料の充実

成果 児童書の量的・質的整備に努め、冊数は平成29年度から令和2年度の間に26,129冊から26,417冊へ288冊増加しました。また、内容の古くなった資料の除籍を行い、蔵書の新陳代謝を進めることで、新鮮で充実した蔵書内容を実現し、利用促進に努めています。

◆井手町図書館 児童書蔵書冊数と貸出冊数				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童書 蔵書冊数	26,129	26,319	25,989	26,417
児童書 貸出冊数	20,011	18,448	18,138	8,198



課題 新型コロナウイルス感染症拡大により利用条件が大きく制限されたため、令和2年度は、貸出冊数が大きく減少しました。様々な条件の中でも利用者のニーズに応えるために、情報収集や選書に努めるとともに、除籍を慎重に行い、新鮮な資料と長く受け継がれる資料とが同居した豊かな蔵書構成を目指す必要があります。

(2) 団体貸出の推進

成果 保育園、学校など子どもに係る機関・団体への団体貸出も定着しています。年間約2,000冊程度の資料が団体貸出によって利用されており、学級文庫や保育園での読み聞かせなどに活用されています。

課題 学校や地域の読書活動を支援していくために、団体貸出が更に活用されるよう努め、貸出・返却の効率的な運用や資料紹介などについて検討が必要です。

(3) 学校図書館支援

成果 授業や学校行事・部活動など様々な学校での活動に役立てるため、学校図書館ネットワークを通じて、教員や児童・生徒に対して資料の貸出を行っています。

また、学校司書を各校へ1人ずつ、週4日派遣し、学校図書館の整備・充実に向けて支援を行っています。

◆学校司書の配置校割合			
	全国	京都府	井手町
小学校	69.1%	77.8% (274校)	100%
中学校	65.9%	77.6% (125校)	100%

(文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」(令和2年度)より)

課題 学校司書の派遣を引き続き行い、司書教諭などと連携しながら、学校図書館の活用がより充実するよう多方面で支援を行っていくことが重要です。

(4) 読書啓発事業の実施

成果 子どもの読書活動を推進するため、啓発事業を実施しました。

児童書の展示・おはなし会	子ども読書の日(4月23日)
親子で楽しむ紙芝居	毎月第2土曜日
季節ごとのおはなし会	年4回(春・夏・秋・冬)
夏休み図書館体験教室	夏季休業中(8月)
読書啓発の各種イベント	読書週間(10月27日～11月9日)
人形劇・マジックショー	12月～2月

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、ほとんどの啓発事業が中止となりました。

課題 各事業がより有意義なものとなるよう、内容については固定化することなく検討を行う他、今以上に図書館利用へと繋げていくためにより一層の創意工夫が必要です。

(5) ボランティア養成

成果 読書活動推進のため、関係職員やボランティアのための講座を毎年1回実施しました。紙芝居や絵本についての知見を深め、技術的な向上を図りました。

課題 町内で活動するボランティア団体はもちろん、学校・保育園など関係機関の職員へ向けても広報を行い、広く参加を呼び掛けていくことが必要です。

Ⅲ 子どもの読書活動のための基本的な方針

子どもにとって、読書は新たな知識に出会い、読解力・表現力を養う営みであるだけでなく、さまざまな文化への理解、他者への思いやり、言葉の力に基づくコミュニケーション能力の向上など、世界や社会とつながり、豊かな人生を歩むために欠くことのできないものです。

また「子どもの読書活動の推進に関する法律」も、子どもの読書活動を「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」としています。

これに基づき、第2次計画では、子どもの読書意識を高め、読書習慣を身に付けさせることが重要と考え、家庭・地域・町図書館・保育園・学校・関連施設などが連携し、子どもの主体的な読書活動を支える取組に努めました。

第3次計画でもこの基本的な考え方を受け継ぎ、更に本町の子どもたちが読書を通じて成長することのできる環境づくりを推進していきます。

そのため、第2次計画期間に取り組まれてきた事業について、見直し・継続・充実を図るとともに、第5次井手町総合計画の「子育て環境の強みをさらに磨こう」という基本目標の実現を目指して、町全体で読書活動の活性化に取り組めます。

Ⅳ 計画の対象

この計画の対象は、0歳からおおむね18歳までの子ども及び本町における子どもの読書活動の推進に関わる全ての機関を対象とします。

Ⅴ 計画の期間

令和4年度から令和8年度までのおおむね5年間とします。なお、必要に応じて見直しを行います。

VI 子どもの読書活動の推進に向けたこれからの5年間

1 家庭における読書活動の推進

★努力目標

- ・家庭での子どもの読書活動について啓発を進めます。
- ・保護者自身も本に親しみ、親子読書の取組が進むよう啓発に努めます。

(1) 家庭の役割

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」には、家庭の役割として「家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要である」と記されています。一方、情報メディアの発達・普及や、生活環境・社会情勢の変化によって、読書への興味・関心が子どものみならず大人からも失われている傾向にあります。

読書を通じて語り合う時間を持ったり、子どもが感じたり考えたりしたことを聞くことは、前向きな親子の関係を築き、子どもの健やかな育成を図る上で大切なことです。本町では「絵本の贈呈」をはじめとして、子どもたちが家庭で読書を楽しむきっかけづくりを進めていくとともに、保護者自身も読書に親しめるよう様々な機会を通じて働きかけていきます。

(2) 施策の内容

- ① 「絵本の贈呈」事業についてさらに啓発を行い、参加率を80%へ向上させるよう努めます。
- ② 町図書館・保育園・学校の各種事業を通じて、家庭へ読書の大切さを伝えていくとともに、保護者自身が読書に親しめるような取組を企画していきます。
- ③ 保健センターでの検診時に、絵本の読み聞かせなどを通して親子の交流を図ることの重要性を説明し、読書環境づくりの大切さを呼び掛けていきます。
- ④ おもちゃ図書館の開催日に、町図書館の出張貸出を行い、子どもや保護者が本に触れる機会を広げます。

2 地域における読書活動の推進

★努力目標

- ・地域の関係機関・団体と協力して読書活動の啓発・推進に努めます。
- ・地域のボランティアを育成し、活躍の場を広げます。

(1) 地域の役割

地域の関係者、関係機関・団体が力を合わせ地域総がかりで子どもを育てていくことが求められています。本町においては、子どもの健全育成に向けて熱心な活動が数多くなされ、子どもや保育園・学校などの教育機関を支える温かい人と人を結ぶネットワークが広がっています。

このような本町の特性を生かして、子どもの読書活動推進に向けて、様々な世代を含むコミュニティで積極的な行動力が発揮されることが期待されています。それぞれの地域において、その地域の子どもたちの現状や子どもたちを取り巻くコミュニティの実情に応じた読書活動を進めていくことが大切です。

(2) 施策の内容

- ① いづみ児童館・子育て支援センター・放課後児童クラブ・保健センターなど、子どもに関わる町の関連施設に読書文庫を引き続き整備します。
- ② 町図書館を中心に地域で活動するボランティアと関係機関が連携できるよう、情報提供などを行います。
- ③ 町図書館の団体貸出を活用し、子どもが本に触れる機会がさらに広がるよう努めます。

3 保育園における読書活動の推進

★努力目標

- ・保護者への啓発を行い、「はげみ表」の読み聞かせの実施率を各年齢で90%まで向上させるよう努めます。
- ・子どもが本に触れる機会の充実を図り、読書習慣の定着に努めます。

(1) 保育園の役割

保育園に通う子どもたちは読書の入り口に立ったばかりの年代です。身近な大人が読んでくれる絵本から本の楽しさや魅力をしっかり味わうことができると、自分から本に触れ、遊び、楽しむことができるようになります。まさに人生における読書の基礎となる時期であり、発達段階に応じた働きかけと、十分な読書環境の整備が求められます。

また、家庭との連携の中で、本の大切さ、読み聞かせを通して親子が触れ合える楽しさを保護者に伝え、家庭での読書を広めていくことも保育園の重要な役割です。

(2) 施策の内容

① 家庭での読み聞かせを推進します。

保護者会、クラス懇談会などで読み聞かせの楽しさや大切さを保護者に対して具体的に伝えるとともに、家庭での読み聞かせを推進するため、絵本の貸出などを実施します。

生活習慣チェック表である「はげみ表」を活用して、読み聞かせの実施率が各年齢で90%まで向上するよう努めます。

② 保育園の読書環境の充実を図ります。

子どもたちの周りにいつも本があり、読書が生活の中に溶け込んでいくことが大切です。町図書館と引き続き連携し、多様な絵本に子どもたちが自由に触れ、自ら選べるような環境づくりに努めます。

③ 日常の保育の中で読み聞かせを活用します。

保育園の日常に読み聞かせを取り入れ、子どもが絵本を身近なものとして親しめるように引き続き努めます。

また、園児の発達段階に応じて、行事や遊びの中に本やお話を取り入れるなど、読み聞かせの充実を図ります。

④ 関係機関や地域ボランティアなどとの連携を進めます。

町全体での読み聞かせの充実に向けて、子育て支援団体、町図書館、地域ボランティア、小中学校などと連携した取組を実施します。

4 学校における読書活動の推進

★努力目標

- ・一日当たりの来館率を全校平均25%まで向上させるよう努めます。
- ・学校図書館の活性化に結び付くような方策に努めます。

(1) 学校の役割

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。

平成29・30・31年改訂の学習指導要領では、教育内容の主な改善事項として「言語能力の確実な育成」を挙げ、「言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」を重視しています。さらに「地域の図書館や博物館等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること」も挙げています。

一方、近年の子どもの読書活動に関する状況については、①中学生までの読書習慣の形成が不十分、②高校生になり読書の関心度合の低下、③スマートフォンの普及等による子どもの読書環境への影響等が指摘されており、今後ますます学校での読書活動を活発にする方策や、学校生活の中に読書が浸透するよう学校図書館を核とした取組が必要です。

(2) 施策の内容

① 学校図書館の計画的活用を図ります。

学校図書館を年間計画に位置付け、各教科において学校図書館やその所蔵資料を活用した取組を行うことで、より充実した授業づくりを目指します。

また、学校図書館の利用法や図書の分類などについてオリエンテーションを行い、児童・生徒がスムーズに学校図書館を利用できるよう努めます。

② 学校図書館の活性化と充実を図るための環境整備に努めます。

本町では学校図書館図書標準を達成し、十分な蔵書量が確保されています。今後も蔵書の新陳代謝を活発にし、各校の活動や児童・生徒の意欲に合わせた資料収集を行うことで、さらなる充実を図ります。

また、図書委員会の活動を軸に児童・生徒による自発的・積極的な学校図書館運営を行うことで活性化を図ります。展示・推薦図書紹介に留まらず、読書週間などの機会を捉えた様々な企画の実施や、児童・生徒による選書会など、身近な楽しい場所として学校図書館が位置付けられるよう努めます。

③ 学校図書館ネットワークの利用を推進します。

各学校図書館や町図書館の蔵書を一元的に検索・利用できるよう、ネットワークが整備されているのが本町の特徴です。児童・生徒の読書への興味・関心を3校1館で受け止めるとともに教職員の教育活動にもネットワークが活用されるよう、利用促進に努めます。

④ 読書指導の充実を図り、読書意欲の向上や読書習慣の形成に努めます。

毎年取り組んでいる「井手町調べる学習コンクール」への参加を促進して自発的な学びを学校図書館で実現するとともに、教職員による推薦図書の紹介・読み聞かせの実施、全校読書の取組など、学校全体での日常的・継続的な読書活動の推進を図ります。

⑤ P T Aとの連携を図り、保護者に対する啓発を行います。

学校ホームページ、学校通信、学校図書館通信などを通じて、子どもの読書活動の状況を伝えたり、推薦図書の紹介をしたりするなど、各家庭への読書活動の啓発を積極的に行います。

⑥ 子どもの読書活動推進のため、ボランティアとの連携に努めます。

小学校において、読み聞かせボランティアと連携し、朝読書など学校での読書活動の活性化を図ります。

5 町図書館における読書活動の推進

★努力目標

- ・絵本の贈呈の参加率を80%まで向上させるよう努めます。
- ・町図書館の各種事業が貸出利用に結び付くような方策に努めます。

(1) 町図書館の役割

図書館は、子どもたちが本と出会い、「読書の楽しさ」や「新しい知識」を発見したり、それらを味わったりする場所です。保護者にとっても、子どもの読書について知り、ともに楽しむ場所であるとともに自分自身が本に親しみ、読書を深める場であるはずです。

そういった様々な要望に応えるために、分野の広がり・内容の易しさの両面において幅広い資料を集め、提供することは図書館の基本であり、もっとも重要なサービスです。また、読みたい本がわからない子どもや、読ませたい本を探している保護者へ図書を紹介したり案内したりする読書案内、レファレンス・サービスも大切な役割の一つです。

さらに、子どもたちが読書に親しめるようにするため、おはなし会などによる読書へのきっかけづくりや図書の紹介など、読書を推進することに役立つ様々な情報を提供することも大切です。

また、町図書館は、保育園・学校・関係機関や団体などと連携し、子どもの読書活動を推進するうえで中核となる施設として機能するとともに、家庭、保育園、学校などにおける取組を支援していく重要な役割を担っています。地域の読書活動に関わるボランティアの支援など、地域における読書活動を推進することも欠かすことのできない役割です。

(2) 施策の内容

① 図書館資料の有効活用を図ります。

図書館情報システムによる効率的な蔵書管理と各学校図書館間のネットワークにより、町図書館と学校図書館の蔵書を有機的に活用していきます。

また、保育園・学校・町内各施設やボランティア団体への団体貸出を通じて、町図書館の蔵書が町全体で活用されるよう努めます。

さらに、京都府図書館総合目録ネットワークを活用して、京都府立図書館をはじめ、府内の図書館と連携するとともに、国立国会図書館や府外の図書館などとの相互貸借も活用して、子どもたちが求める多様な資料の収集・提供に努めます。

② 図書館資料の充実を図り、子どもの探究型学習の支援を行います。

子どもの読書活動を推進するため、子どもの発達段階に応じた幅広い分野の資料の購入や情報の収集に努め、図書館資料の充実を図り、探究型学習の取組としての「井手町調べる学習コンクール」に役立つ資料をはじめとして、学校・保育園など町の読書活動全体を支援できる蔵書構成を目指します。

③ 学校図書館の支援に努めます。

町図書館からの学校司書派遣を継続し、司書教諭を中心に教職員との連携を密にして、児童・生徒の学校図書館利用がより活発になるよう、学校図書館運営を支援します。

④ 「絵本の贈呈」を推進します。

町内の1～3歳の子どもと保護者を対象にした「絵本の贈呈」を推進し、家庭での読書活動の契機となるよう参加率を80%まで向上させるよう努めます。

⑤ 読書への興味・関心を向上させる取組を行います。

「子ども読書の日」(4月23日)や「読書週間」(10月27日～11月9日)などの機会を捉えて、子どもたちの図書館への関心を高め、来館を促進するための読書啓発事業を開催します。町図書館で定期的に行っている読み聞かせなどの活動もさらに充実するよう取り組みます。

また、社会見学の児童や職場体験学習の生徒を受け入れて、図書館に親しむ機会を提供することにより、理解が深まるように努めます。

⑥ 積極的な情報発信を行います。

町広報誌などを活用して、新しい本の紹介、おはなし会やイベントの案内などを積極的に行います。

⑦ 学校図書館ネットワーク会議の活動を推進します。

図書館職員・学校司書・校長会代表・学校教育課指導主事・司書教諭(図書担当教諭)・外部有識者(スーパーバイザー)で構成する学校図書館ネットワーク会議を定期的に開催し、子どもの読書活動についての情報交換や検討を行い、子どもの読書活動の推進に努めます。特に「井手町調べる学習コンクール」の運営に協力し、学校と連携して調べ学習を支援します。

⑧ 子どもの読書活動推進のため、関係団体との連携を進めます。

図書館で活躍するボランティアの育成を図るため、読み聞かせや絵本・紙芝居に関する知識や技能を養う講座を開催するなど、ボランティア活動がより活発なものになるよう努めます。

また、子どもの読書活動を推進する団体や保育園・学校などと連携を進め、効果的な事業の推進に努めます。

⑨ 図書館職員研修の充実を図ります

子どもの読書活動を推進していくうえで、図書館職員は重要な役割を果たしています。専門知識や技能を習得し、児童サービスの質的向上に向けて研修の充実を図ります。

VII 計画の実施体制

1 井手町子どもの読書活動推進会議

本計画開始から1年毎に「井手町子どもの読書活動推進会議」を開催し、計画の実施状況について報告を行うとともに、計画内容について必要に応じて見直しを行うこととします。

2 井手町子どもの読書活動実務担当者等会議

「井手町子どもの読書活動推進会議」のもとに、「井手町子どもの読書活動実務担当者等会議」を設置し、現場レベルでの取組について報告や情報交換を行い、計画の実行に資するものとします。